香美町新型インフルエンザ等対策行動計画

香 美 町 平成27年3月

香美町新型インフルエンザ等対策行動計画

目 次

																															ページ
I V	はじめに・・		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•	•	•	1
1	取組の背景		•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	1
2	町行動計画	の策	定		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•		•	2
Ⅱ 兼	所型インフル	エン	ザ	等文	才策	もの	考	え	方	•	•		•			•			•	•		•		•		•					3
1	対策の目的	及び	基	本的	jţ	戦	略	. •	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2	基本方針•		•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
3	対策実施に	あた	つ゛	T 0.)基	本	的	な	考	え	方	•	•		•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
4	本計画にお	ける	主	要な	太	力策	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
5	新型インフ	ルエ	ン	げ等	太	力策	実	施	上	0	留	意	点	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
6	新型インフ	ルエ	ン	げ等	太	力策	推	進	0	た	め	0)	役	割	分	担	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
7	患者情報等	の取	扱い	/1/3	- 俘	る	考	え	方	•	•		•	•	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		22
Ⅲ ₹	卡発生期の対	策 •	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
(I)	基本的事項		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
(Π)	対策の内容		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
1	実施体制•																														24
2	情報収集・																														24
3	予防・まん																														26
4	予防接種•																														27
5	医療体制•																														27
6	町民生活及	び町	民紀	圣泽	FO.	安	定	0	確	保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
IV ¾	每外発生期(県内	未	発生	其	を	含	む)	0	対	策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
(I)																														•	30
(Π)																														•	30
1	実施体制•	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	30
2	情報収集・																														31
3	予防・まん																														32
4	予防接種•																														33
5	医療体制•																														34
6	町民生活及	び町	民紀	圣泽	FO.	安	定	0	確	保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	35
V ‡	也域発生早期																														36
(I)																															36
(Π)																															37
1	実施体制•																														37
2	情報収集・	提供	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	37

3	予防・まんな	正防山	Ŀ•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	39
	対策レベル	1から	53	ま	での)共	通	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	39
	対策レベル	1 · ·	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•		40
	対策レベル 2	2 • •	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	40
	対策レベル	3 · ·	•	•		•	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•		41
4	予防接種・		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	42
5	医療体制•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	43
6	町民生活及び	ブ町月	已経:	済	の隻	定	0	確	保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	•	•	43
	対策レベル	1及て	バ対	策	レヘ	シル	2	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	43
	対策レベル	3 · ·	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	44
VI 地	位域感染期の対	対策 ・					•		•											•		•						•		46
(I)	基本的事項		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	46
(Π)	対策の内容・		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	47
1	実施体制•																													47
2	情報収集・排																													47
3	予防・まんな																													48
	対策レベル																													48
	対策レベル																													49
	対策レベル																													49
4	予防接種•																													50
5	医療体制•																													50
6	町民生活及び																													52
	対策レベル																													52
	対策レベル	3 • •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	52
-	康期の対策・																													55
(I)	基本的事項		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	55
(Π)			•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	55
1	実施体制•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	55
2	情報収集・排																													56
3	予防・まんな	正防山	<u>.</u> •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	56
4	予防接種·		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	56
5	医療体制•		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
6	町民生活及び	び町月	已 経	済	の妄	定	0	確	保	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	57
VⅢ 組	l織・体制・																													58
1	香美町新型/																													58
2	香美町新型/	インフ	フル	工	ンサ	等	対	策	本	部	の:	事	務	分	掌	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	59
用語解	説・・・・															•														62

I はじめに

1 取組の背景

日本では、インフルエンザは通常12月頃から翌年の3月頃の冬季に、流行の程度に差はあれ、毎年必ず流行する感染症である。インフルエンザウイルスは抗原性の違いにより、A、B、Cの3型に分類され、流行を引き起こすのはA型とB型である。特にA型の突然変異による新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となりうる。

20世紀に歴史上判明している新型インフルエンザによるパンデミックは大正7年(1918年)のスペインインフルエンザ、昭和32年(1957年)のアジアインフルエンザ、昭和43年(1968年)の香港インフルエンザである。また、平成21年(2009年)には新型インフルエンザ(A/H1N1)(現在、季節性インフルエンザとして「インフルエンザ(H1N1)2009」と呼ばれる。)が発生した。

これまで、新型インフルエンザウイルスによるパンデミックは、10年から40年の周期で発生しており、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があることから、病原性が高い新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が平成24年5月に制定された。さらに、平成25年6月には、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)が策定された。

政府行動計画の策定を踏まえ、兵庫県(以下「県」という。)でも、有識者会議を基に平成21年に策定した「兵庫県新型インフルエンザ対策計画」及び「兵庫県新型インフルエンザ対策計画(A/HINIへの対応版)」を改定する形でとりまとめ、平成25年10月に「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を策定した。

2 町行動計画の策定

市町村においては、特措法第8条により新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(市町村行動計画)を策定することとされている。

香美町(以下「町」という。)においては、平成21年10月に「香美町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し新型インフルエンザに備えてきたが、特措法の施行を受け、新たな政府行動計画及び県行動計画との整合性を保ちつつ、「香美町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「本計画」という。)を新たに策定し、町としての対策を推進する。

本計画は、町の新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、町が実施する措置等を示すものである。

本計画においては、特措法や政府行動計画を踏まえて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)に定める次の感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)を対象とする。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」(以下「新型インフルエンザ」という。)
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」で、その感染力の強さから新型 インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、本計画は、特措法第8条に規定する市町村行動計画に位置づけるとともに、 政府行動計画及び県行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等 にあわせて、適宜、改定を行うものとする。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の考え方

1 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、県、そして町への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、香 美町民(以下「町民」という)の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかね ない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くがり 患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の キャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等 対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として 対策を講じていく。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
 - ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の強化・拡充やワクチン 製造・流通のための時間を確保する。
 - イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、地域医療の受け入れのキャパシティを超えないようするとともに、増加する患者について、地域医療の受け入れ体制の拡充・強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ア 行政はもとより、町民及び事業者等が感染対策を実施することにより、感染 の機会を減少させ、町民生活や町民経済の安定に寄与する事業者の欠勤者数を 減らす。
 - イ 医療機関及び各事業者の事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の継続と、町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 基本方針

新型インフルエンザ等対策は、発生前の準備、発生後の予防とまん延防止、適切な医療の提供と社会機能維持に大別される。その目的は上記のとおりであり、社会

全体の危機管理として取り組む必要がある。

(1) 社会全体での取り組み

社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、行政、医療機関、企業、学校、住民など社会の構成員それぞれが連携・協力し、新型インフルエンザ 等対策に積極的に取り組む。

(2) 自らの健康は自ら守る意識の醸成

新型インフルエンザ等の流行を乗り切るには、町民が自らの健康を守る意識を持ち、正しい知識に基づいて適切に行動することが不可欠であり、平時からの健康管理や身体づくりが求められる。このため、町は、町民に対して、十分な栄養と睡眠をとって健康に留意すること、基礎疾患を持っている場合はその治療に努めること、肺炎球菌や季節性インフルエンザ等の各種ワクチンを接種することなど、平素から健康管理についての啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等が発生した際には、適切な感染対策についての積極的な啓発を実施する。

(3) 医学的ハイリスク者(※)への対応の充実

新型インフルエンザ等にり患することで重症化するリスクが高いと考えられる 妊婦や小児、透析患者など基礎疾患を有する者など、いわゆる「医学的ハイリスク 者」への対応を重点的に行う。

※ 基礎疾患を有する者(呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者)及び妊婦

3 対策実施にあたっての基本的な考え方

(1) 病原性、感染力の程度に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。本計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に迅速に対応できるよう、病原性(重症者の発症状況等)、感染力(発生患者数等)の程度に応じて県に準じて3つの対策レベルを設定している。

本計画では、県と町の対策について整合性を図るとともに、相互連携した取組が必要となるため、県の対策レベルに対応した対策を実施する。

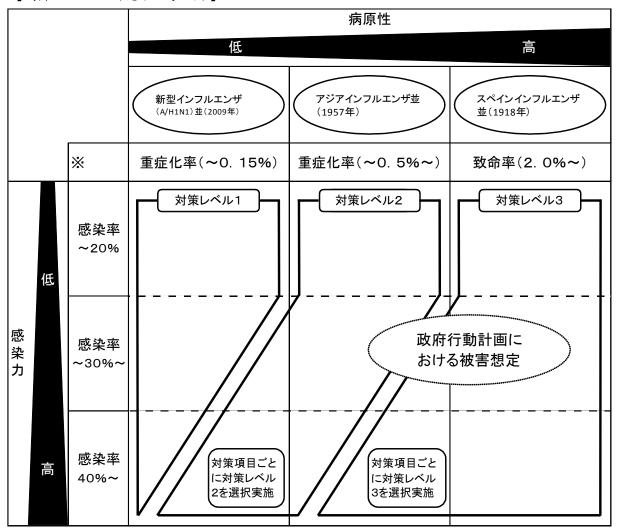
具体的な対策の実施にあたっては、特措法第18条に基づき政府の定める基本的対処方針(以下「基本的対処方針」という。)及び県の対処方針に基づき、県に

準じて適切な対策レベルを選択するが、発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、対策項目ごとに具体的な対策を選択していく。

なお、政府が特措法第32条の規定による新型インフルエンザ等緊急事態宣言 (以下「緊急事態宣言」という。)を行ったときは、特措法第4章の規定による緊 急事態措置が実施されることとなり、この場合、県は対策レベル3の対策を実施する。

町内又は但馬地域で感染が拡大した段階では、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、患者数や重症者の発生状況と医療体制、社会生活の状況などを把握し、これに応じて臨機応変に対処していく。

【対策レベルの目安の考え方】



※ 重症化率(致命率)、感染率は新型インフルエンザ発生時には不明な場合が多いことから、 県は、実際の判断にあたっては、病原性(重症者の発生状況等)及び感染力(発生患者数等)に応じて、有識者の意見も活用し、対策レベルを随時判断する。

(2) 発生段階に応じた対応と対策の変化

新型インフルエンザ等対策は、感染の広がりに応じて採るべき対応が異なる。 このため、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらか じめ想定した状況に応じた段階を設け、各段階での対応方針を定める。

本計画では、政府行動計画及び県行動計画に基づき、①新型インフルエンザ等が発生する前(未発生期)、②海外での発生(海外発生期)あるいは国内で発生しているが町内又は但馬地域では未発生(地域未発生期)、③町内又は但馬地域での発生(地域発生早期)、④まん延(地域感染期)、⑤小康状態(小康期)の5つの発生段階に分類する。国における発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、特措法第15条第1項の規定により設置される新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)が決定するが、町又は香美町新型インフルエンザ等対策本部(以下「町対策本部」という。)は国や県の決定に従って単純に段階を移行させるのではなく、国内、県内及び但馬地域の発生状況を勘案し、必要に応じて県と協議した上で発生段階の決定とその移行を判断する。

これまで発生したインフルエンザの経験から、潜伏期間中や不顕性感染の者が 感染を拡大させる大きな要因となりうることもある。したがって、新型インフルエ ンザ等の感染拡大を完全に防ぎ止めることは困難であり、感染を知り得た時点では、 一定程度感染が拡大していることも考えられることに留意しなければならない。

また、発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があること、必ずしも順を 追って移行するとは限らないこと、また、県は、県内の地域によっては発生段階に 違いが生じることがあることを念頭において、二次保健医療圏域単位で、地域ごと の発生状況に応じて決定していくとしており、町は、県と連携し、町内又は但馬地 域の発生状況に応じた対策を実施することが必要である。

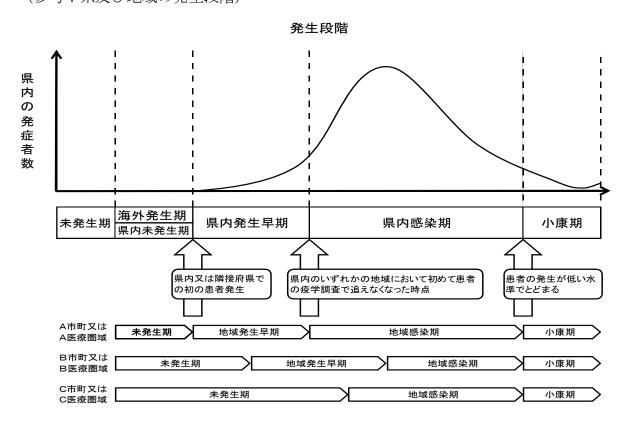
さらに、緊急事態宣言が行われた場合には、対策の内容を変更する必要がある ことに留意する。

【発生段階】

発生段階	町内又は但馬地域の状態	県内の状態	国の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発	生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ	等が発生した状態	
(地域未発生期)	町内又は但馬地域で新型	【県内未発生期】	【国内発生早期】
	インフルエンザ等の患者	県内又は隣接府県で新型	国内のいずれかの
	が発生していない状態	インフルエンザ等の患者	都道府県で新型イ
		が発生していない	ンフルエンザ等の
		【県内発生早期】	患者が発生してい
地域発生早期	町内又は但馬地域で新型	県内又は隣接府県で新型	るが、全ての患者
地域光工十分	インフルエンザ等の患者	インフルエンザ等の患者	の接触歴を疫学調
	が発生しているが、全て	が発生しているが、全て	査で追える状態
	の患者の接触歴を疫学調	の患者の接触歴を疫学調	【国内感染期】
	本で追える状態	査で追える状態	国内のいずれかの
	11、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、12、1	【県内感染期】	都道府県で、新型
地域感染期	町内又は但馬地域で新型	県内で新型インフルエン	インフルエンザ等
1四次/公木791	インフルエンザ等の患者	ザ等の患者の接触歴が疫	の患者の接触歴が
	の接触歴が疫学調査で追	学調査で追えなくなった	疫学調査で追えな
	えなくなった状態	状態	くなった状態
1 -1-11-11			
小康期		者の発生が減少し、低い水	準でとどまっている
	状態		

※ 県の「隣接府県」は、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県及び徳島県とする。

(参考:県及び地域の発生段階)



(3) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響について、政府行動計画では次のような影響が一つの例として想定されている。

- ・ 国民の25%が、流行期間(約8週間)に最盛期を作りながら順次り患する。 り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分 は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ・ ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話・看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、自らはり患していなくても出勤が困難となる者、不安により 出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

【被害想定について】

国は、政府行動計画の作成にあたって、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、患者数等の流行規模に関する想定を行っている。実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要であるとしている。

また、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、感染経路の要因(飛沫感染、接触感染等)、社会環境など多くの要素に左右される。病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

さらに、想定にあたっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)や現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意するほか、この被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないとしている。

このことから、本計画では政府行動計画に想定している流行規模に準じた被害想定を試算するものの、3段階の対策レベルを置くことにより発生時の状況に応じて、都度、適切な対策を選択する。

2			12			
項目	全	·国	兵原	事 県	香美	美町
11 = + **			全人口の 25%	がり患する。		
り患者数	3, 195	万人	140	万人	4, 90	00 人
医療機関を受	45.1 200 T.I	#5.0 F00 T I	44 FC T 1	45 100 T I	#F 0 000 I	45 2 000 I
診する患者数	新 1,300 万人 ²	~約 2, 500 万人	約 50 万人~	・約 108 万人	新 2, 000 人 [^]	~約 3, 900 人
致命率の程度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	~約 53 万人	~約 200 万人	~約2.3万人	~約8.8万人	~約83人	~約313人
1日最大	10.1.7.1	20.0 -	0.4.7.1	1771	10.1	CO 1
入院患者数	10.1 万人	39.9 万人	0.4万人	1.7万人	16 人	62 人
死亡者数	~約 17 万人	~約 64 万人	~約0.7万人	~約2.8万人	~約26人	~約 98 人

【政府行動計画・県行動計画・本計画における被害想定】

4 本計画における主要な対策

本計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと、及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、戦略的に対策を実施する。分野として、「(1)実施体制」、「(2)情報収集・提供」、「(3)予防・まん延防止」、「(4)予防接種」、「(5)医療体制」「(6)町民生活及び町民経済の安定の確保」の6項目を設け、各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的に主な対策について、以下に示す。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合は、国家的危機 事案であり、町としても、全庁体制で対応するとともに、国、県、事業者と相互に 連携を図り、一体となった取組を行う。

ア町の体制

新型インフルエンザ等対策は、国・県・市町が連携して取り組む必要がある。 そのなかで、市町は住民に最も身近な基礎的自治体であり、住民に対する感染 予防等の情報の提供、予防接種の実施、電話相談、生活支援など、住民の安 全・安心の確保について、重要な役割を担う必要がある。

^{※1} 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考にアジアインフルエンザ等での致命率を 0.53% (中等度)、スペインインフルエンザでの致命率を 2.0% (重度) として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

^{※2} 本想定は、ワクチン、抗インフルエンザウイルス剤の効果や現在の医療体制等を一切考慮していない。

特に、予防接種については、短期間で全住民に接種することが求められる。 このため、集団的接種を実施するための計画を、医師会等の協力を得て作成し、 接種場所として、公民館や学校等の利用や接種医師等の確保などについて、未 発生期から十分に調整しておく必要がある。

こうした対策を確実に実施していくため、新型インフルエンザ等が発生した場合、その発生段階に応じて、「香美町新型インフルエンザ等対策連絡会議」 (以下「町連絡会議」という。)及び「香美町新型インフルエンザ等警戒本部」(以下「町警戒本部」という。)を設置して、庁内での情報共有や対策の準備を行う。

また、政府対策本部から緊急事態宣言がされ、町が特措法第4章に規定する 緊急事態措置を実施すべき区域(以下「特定市町村」という。)に指定された ときは、町は、特措法第34条第1項に基づき、町長を本部長とする町対策本 部を直ちに設置し、基本的対処方針や県が定める対処方針を基本としつつ、病 原性や感染力に応じて、対策項目ごとに県が選定する3つの対策レベルに準じ て、適切な対策を実施する。

なお、町が特定市町村に指定されない場合又は指定される前に、町内又は但 馬地域で新型インフルエンザ等が発生したことが明らかな場合は、危機管理の 観点から、県と協議の上、直ちに町対策本部を設置し対策を実施する。

(2) 情報収集·提供

ア 情報収集・提供の原則

新型インフルエンザ等の発生は、国家の危機管理に関わる課題という共通の理解のもとに、国、県、市町、医療機関、事業者、住民など各々がそれぞれの役割を認識し、行動する必要がある。そのためには、正確で十分な情報が必要となる。また、それぞれの行動主体がコミュニケーションを図り、双方向に情報を交流させ、共有を図る必要がある。

情報の受け手は多様である。町は、高齢者、障害者、こども、外国人など配慮が必要な様々な町民を念頭に、多様な広報媒体による多元的な情報提供を実施するとともに、情報の内容についても、誰もが理解しやすいものになるよう工夫する。

特に、テレビや新聞等のマスメディアの役割は重要であり、その協力を求める。インターネットやソーシャルネットワークサービス(SNS)を活用して、町から町民に対し、直接情報提供を行う。また、情報提供に際しては、高齢者や障害者等に配慮する。

事態を的確に認識し、適切に備えるためには、総合的な情報が一元的に提供される必要がある。このため、町は、国、県等から提供される情報を集約し、総覧できるホームページを開設する。

情報を発信する際には、当該情報の発信によって社会的な混乱を来さないか、 時機を失することによって価値を失わないか、という点に留意する必要がある。 迅速かつ正確な情報発信が何よりも肝要である。

イ 流行情報の収集・提供

(ア) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を有効に実施していくためには、サーベイランスが極めて重要である。発生段階に応じて、サーベイランスで得た新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国内外から系統的に収集・分析するとともに、その結果について医療機関をはじめとする関係機関に迅速かつ的確に伝達し、対策に活用する。

町は、国や県が行うサーベイランスに協力するとともに、これによって得られた流行の開始時期や規模等の情報を的確に収集し、町内の発生に備える。

(イ) 医療機関等への情報提供

県は、医療機関等への情報提供を行うとともに、医療機関からの相談に応じるため、医療機関専用の相談窓口を設置する。

ウ 町民に対する情報提供と共有

(ア) 発生前

発生時の対策の円滑な実施を図るため、本計画の内容は、事前に町民、医療機関、事業者、報道機関等に十分説明しておく必要がある。

特に、町民や事業者等に活動の自粛を要請することがありうることについて、 丁寧な事前説明が必要である。すなわち、発生直後の病原性が明らかでない段 階でも、病原性、感染力ともに高いことを想定して予防やまん延防止の対策を 速やかに実施するという危機管理の観点から、不要不急の外出(食料の購入、 通院、通勤など生活のために不可欠な外出以外の外出)や不特定多数に対する 営業活動やイベントの開催など事業者や施設等の活動に県から自粛の要請を行 うことがありうることについて、理解を得ておく必要がある。

また、学校や幼稚園、保育所等において集団感染が発生し、地域や通学エリアでの感染拡大のおそれがあることから、学校等の関係者はもとより、児童、生徒、保護者等に対し、平時から感染症予防や公衆衛生について啓発しておく必要がある。

あわせて、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感

染したことについて患者やその関係者に責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策の推進に大きく寄与することを伝え、認識の共有を図ることが 重要である。

(イ) 発生時

新型インフルエンザ等の発生時には、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定プロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。その際、個人情報の取扱いなど患者等の人権に充分配慮しなければならない。

町は、町民からの一般的な問い合わせに電話で対応できる窓口(以下「相談窓口」という。)を設置し、適切な情報提供を行う。町民からの相談窓口等に寄せられる問い合わせや県や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、情報提供に反映させる。なお、相談窓口は、発生段階に応じて適切な医療機関等を紹介する役割も担う。

提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して正確に伝えることが重要である。

エ 町の情報提供体制

情報提供にあたっては、正確な情報を一元的に発信することが必要である。 このため、町に新型インフルエンザ等対策に関する広報担当(スポークスパーソン)を設置し、情報提供の一元化を図るとともに、流行状況に応じて、町内、県内及び国内外の発生状況や対策の実施等について、定期的に情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的と対策の柔軟な運用 新型インフルエンザ等の予防・まん延防止の目的は、次の2点である。

- ① 流行のピークをできるだけ遅らせ、対策実施のための体制整備を図るための時間を確保すること
- ② 流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、 医療体制が対応可能な範囲内に収めること

まん延防止対策は、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済 活動に影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘 案し、病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、具体的な対 策の実施、縮小又は中止を行う。

イ 主なまん延防止策

町は、県が実施する次のまん延防止対策について、県からの要請に応じ、適 官協力する。

- ① 咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の啓発
- ② 感染症法に基づく患者に対する入院措置(県内発生早期に実施)
- ③ 感染症法に基づく濃厚接触者への協力要請(健康観察、外出自粛等)

*濃厚接触者とは

感染症法に規定する「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まる。例えば、患者と同居する家族などが想定される。

- ④ 住民に対する不要不急の外出自粛要請(特措法第45条第1項)
- ⑤ 学校に対する休校措置、事業者に対する感染対策の徹底等、地域や職場への要請(特措法第45条第2項及び第3項、第24条第9項)
- ⑥ 事業者に対する施設の使用制限についての要請又は指示(特措法第45条 第2項及び第3項)

(4) 予防接種

ア 予防接種の目的等

予防接種の目的は、個人の発症や重症化を防ぐことで、患者数や重症者数を抑え、医療体制が十分に機能できるようにすることにある。あわせて健康被害による社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにある。

新型インフルエンザのワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新型インフルエンザ以外の新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

予防接種は、対策を実施する要員に対して行う「特定接種」と一般国民に対して実施する「住民接種」に区分されている。両者へのワクチンの配分など実施のあり方については、政府対策本部が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、発生時の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、

決定する。

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、特措法第31条第2項及び第3項又は第46条第6項により医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行うことがある。また、町は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、特措法第31条第5項により、県に対し医療関係者に当該特定接種の実施に関し必要な協力要請又は指示を行うよう求めることができる。

イ 特定接種

(ア) 特定接種の考え方

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び 国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が緊急の 必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種である。

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されている。

なお、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、 国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性について基本的対処 方針等諮問委員会の意見を聴き、さらに、その際の社会状況等を総合的に政府 対策本部において判断して、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を 決定するとしている。

(イ) 町職員への接種

町は、基本的対処方針に基づき、接種対象となる町職員に速やかに特定接種を実施する必要がある。このため、対策にあたる職員の職務内容を精査し、発生時に速やかに特定接種を実施できるよう、接種対象者、接種順位等をあらかじめ別に定める。

町は、特定接種の対象となる町職員を把握し、県を通じて厚生労働省に人数 を報告する。

町職員への接種については、原則として集団的接種により接種を実施することから、町は、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種医師の確保、接種場所など接種体制の構築を図る。

(ウ) 登録事業者の要員への接種

特定接種の対象となる登録事業者は、医療の提供又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者のうち、政府行動計画において示される「特定接種の対象となる業種・職務について」により定められている。

その登録事業者に所属しており厚生労働大臣の定める基準に該当する業務に 従事する者のみが、実際に特定接種の対象となり得る。 特定接種の対象となる事業者の登録は、厚生労働大臣が別に定める手順により、事業者からの申出に基づいて行われる。このため、登録事業者の候補となりうる事業者に対し、あらかじめ登録の要請を行う。町は厚生労働省の登録手続きについて、必要な協力を行う。

ウ 住民接種

政府対策本部は、緊急事態宣言が発せられれば、特措法第46条に基づき、 予防接種法第6条第1項の規定(臨時の予防接種)による予防接種の対象者及 び期間等を定めて、町に住民に対する予防接種を指示することができる。

住民接種の基本的な考え方は、次のとおり政府行動計画に示されているが、 実際に新型インフルエンザ等が発生した際には柔軟な対応が必要となることか ら、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本 部が決定する。

- (ア) 特定接種対象者以外の接種対象者については、次の4群に分類することを基本とする。
 - ① 医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - 妊婦
 - ② 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)
 - ③ 成人・若年者
 - ④ 高齢者:ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)
- (イ)接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り 抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされた場合、 国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する(特措法第46条2 項)と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を 併せた考え方もあることから、こうした次のような基本的な考え方を踏まえ決 定される。
 - 1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
 - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやす いと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

- 2) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
 - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮 定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮 定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
- 3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国 の将来を守ることにも重点を置く考え方
 - ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

住民接種については、町が実施主体となり、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種により接種を実施する。このため、町は、国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

また、緊急事態宣言が行われていない場合であっても、厚生労働大臣の指示により予防接種法第6条第3項の規定に基づく接種(新臨時接種)が行われることがある。この場合においても、原則として特措法の定める住民接種と同様の体制で実施するものとする。

(5) 医療体制

ア 在宅療養患者への支援

町は、医療機関、県、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援(巡回、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関へ移送等)や自宅で死亡した患者への対応等を行う。

イ 県の対策への協力等

県は、医療体制に関して次の対策を行う。町は、県が行う医療体制整備に関する会議等に参加し、地域の実情に応じた医療体制の検討に協力する。また、情報収集等を行い、新型インフルエンザ等発生時の情報提供等に活用する。

○県の医療体制

- (1) 各発生段階における地域医療体制の整備
- (2) 発生前における外来協力医療機関及び入院協力医療機関の調査
- (3) 発生時における専用外来の受診指示、患者の感染症指定医療機関への入 院措置
- (4) 新型インフルエンザ等の病原性が非常に高い場合等における医療関係者 に対する医療の要請又は指示
- (5) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び放出

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

町内で新型インフルエンザ等が発生した場合、多くの町民がり患し、流行が8 週間程度続くとされている。このことにより、町民生活及び町民経済の大幅な縮小 と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に町民生活及び町民経済への影響を最小限にできるよう、町は特措法に基づき事前に事業継続計画の作成や物資の備蓄などの十分な準備を行うほか、町内の一般の事業者においても積極的に事前の準備を行うことが重要である。

また、こうした状況においては、高齢者や障害者等で日常の活動や日頃受けていた福祉サービス等が制限されたり、これらの情報が十分に得られないなど生活の変化に対応が困難な人のため、要援護者として生活の支援が必要となる。

さらに、町内で新型インフルエンザ等がまん延し死亡者が増加した場合は、町の火葬場の能力の範囲を超え火葬が適切に行えなくなることが想定されることから、町の火葬体制の整備や遺体安置所の確保、県の火葬体制との調整を図る必要がある。

5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、国、県又は指定(地方)公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時には、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

国、県、市町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権 を尊重する。特措法には、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出 の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のため の土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等、町民の権利と自由 に制限を加える条項が盛り込まれている。これらの実施にあたっては、憲法が保障 する基本的人権を阻害することのないよう必要最小限の範囲で行わなければならな い。

なお、町は、町民に対し、法令の根拠と新型インフルエンザ等への対策として やむを得ない措置であることを前提として、十分説明し理解を得る必要がある。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、高い致死率、強い感染力を持った新型インフルエンザ等の発生に備えるという、最悪の事態を想定した危機管理制度を法制化したものである。

危機管理の原則として、事態が明らかになっていない時期においては最も強力な措置を採ることが必要であるが、状況が把握でき、事態の程度がそれほど深刻でないことが明らかになった場合には、それに応じた措置へと柔軟に変更させていくことが必要となる。

新型インフルエンザ等対策についても、この原則に則り、病原性や感染力の高低に応じてどのような措置を講じることが妥当なのか、十分検討する必要がある。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部、兵庫県新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」という。)と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町対策本部長は、必要に応じて、県対策本部長に対して新型インフルエンザ等 対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザが発生した場合には、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

6 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を 的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型イ ンフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援するため、国全体として万全の態勢を整 備する責務を有している。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

(2) 県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、知事を本部長とする県対策本部を設置し、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確に判断し、市町の対策への支援などを含めて対応する。

(3) 町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、 住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的 対処方針及び県の要請等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施にあたって は、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等に係る地域医療を提供し、住民の健康被害を最小限にとどめるために不可欠の存在である。このため、新型インフルエンザ等の発生前から、患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保、患者の診療体制等について診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に参画する。

発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、患者の診療に当たる とともに地域の医療機関と連携して必要な医療を提供する。

(5) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、特措法に基づき、あらかじめ事業計画を作成し、必要な資器材等を整備するとともに発生時には特措法、業務計画、政府や県の対策本部長等の要請に基づき必要な措置を講じる。

(6)登録事業者の役割

特措法第28条に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において町民生活及び町民経済の安定に寄与するという観点から、その従事者は特定接種の対象とされている。このため、あらかじめ事業継続計画を作成するなど事業継続についての準備を行い、発生時には、これに基づいて事業を継続する。

(7) 一般の事業者の役割

一般の事業者は、従業員及び顧客や取引先等への感染防止に努める役割を有する。このため、事業所や店舗において感染対策の徹底が求められる。

また、対策レベルの高い新型インフルエンザ等が発生したときは、特に不特定 多数の人々が集合する場などにおける事業などの一部事業について、自粛や縮小等 を含め、まん延防止対策の実施が求められる。

(8) 町民の役割

町民は、自らの感染予防と、自らが感染源になることの抑止に努める必要がある。このため、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得ておく。また、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

発生時には、季節性インフルエンザ対策として行っている咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがい、人混みを避ける等の感染対策を実践するよう努める。また、発生状況や予防接種などの対策の実施についての情報を得るように努める。

新型インフルエンザ等対策に係る国・県・市町等の主な役割

	基本的な考え方				7.11
	1	発生前	(未発生期)	発生後	
	①国際社会における国家とし	①サーベイランスの収集・分	及び接	①サーベイランスの強化	(8)基本的対処方針の決定、公示、周知
	ての事務	析	種時期・順位等の検討	②相談窓口の設置	⑨対策本部設置
	②全国的に統一して定めるこ	②発生に備えた体制整備	回花インレアエンヂウイゲス	③国際的調査研究·連携	⑩特定接種の実施
	とが望ましい諸活動	対策本部等の実施体制整備	薬、医療資機材の備蓄	④検疫強化(特定検疫所・飛行場の設	⑪優先予防接種の対象及び期間を設定
1	(3)地方自治の基本的な準則作	· 政府行動計画、ガ	(6)通常の検疫体制	_	(②埋火葬の特例制定
HI		ン等の作成、公表	() 1 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	高フクチン製造及び接種指針作成	③ 型がの確保 (買い占め、売り惜しみの
	(4)全国的な規模・視点で行う	・特措法の運用	(8)国民への普及啓発	(6) 花イソファエン・アイアメ 夢の流油調	院祖、調本) (1)
	施策・事業	③指定公共機関の指定	の調査及び研究に係る国際協	整,投与方針決定	
			カ	⑦在留邦人への対応	
			⑩登録業者の指定		
	市町村を包括する広域の地方	①サーベイランスの収集・分	③指定(地方)公共機関の指	①情報収集・提供	8抗インフルエンザウイルス薬の流通調
	公共団体	桥	忛	②相談窓口の設置	内
	①広域的・専門的な対策	②発生に備えた体制整備	④抗インレアエン サウイアス	③サーベイランスの強化	③特定接種の実施
	②国と市町・市町間の連絡調	対策本部等の実施体制整備	薬備蓄	④帰国者等の健康監視	⑩社会活動制限の実施(外出自粛・使用
<u> </u>	整	・県行動計画の作成	⑤登録事業者の登録協力	⑤新型インフルエンザ確認検査、調査	制限協力要請)
<u></u>	③市町の補完	医療、檢査体制整備(病	⑥特定接種の実施体制整備	(6)対策本部設置 (5)対策本部設置	(1) 市町との情報共有
		蝉	(7) 市町の対策支援	(7) 人院・外来医療機関等医療体制の確保	(2) 新型インファエンボロクチンの流油階
			(S)計((A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A)	(臨時医療施設)	
		医療容機材の国の更書	(9) 単日への単及 緊発		(3) 中町 おおかれた 本機関の対策 支援
1	基礎的な地方公共団体	①情報収集・提供	④必要な防護具等の備蓄	①情報収集・提供	⑥特定接種及び住民の予防接種の実施
さら 日本に 世界 日本	①住民生活に直結する行政事	②発生に備えた体制整備	⑤登録事業者の登録協力	②相談窓口の設置	⑦埋火葬の円滑実施
不降別政国川大は国の十七の第一国の十七の第一	務	対策本部等の実施体制整備	⑥特定接種及び住民の予防接	③県実施の疫学調査等への協力	⑧県と調整し社会的活動制限の面的制限
※の日かる門 ※ 作品・ 三 ~ ⑤			種実施体制の整備	④初期救急等一次的医療及び在宅患者等	実施
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		③食料品、生活必需品等の提	⑦社会的弱者への支援体制整	への支援	③社会活動制限時の生活支援、県への意
光子女・(一)・(の)		供体制の確保	備(住民の生活支援)	⑤消毒活動	見具申
° \			⑧訓練の実施⑨市民への普及啓発		
(+417)	新型インフルエンザ等対策を	①業務計画の作成		①感染防止策の実施	
ゴル (地グ) 分米 機関	実施	②訓練への協力・実施			(A BB) A TT (A BB) A BB)
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1		夫旭(兌墩来有じめつ 佰圧	公式飯割に取る)はおおは、
	単型インフルエンサ等に対す	_	(3)訓練への筋力・実施()		③特定接種及び住民の予防接種への筋力
医療機関	る医療を提供	(2)院内感染対策の実	④資機材の備蓄	②特定接種の美施(登録事業者である医療機関に限る。)	④知事の要請等に対する協力
		①事業継続計画等の作成		①特定接種の実施	
登録事業者		②従業員への感染防止策の実加	上策の実施などの準備	②業務の継続	
		③登録事業者への登録及び特点	録及び特定接種対象者の検討		
:			:	①感染防止策の実施	
		②従業員への感染防止策の実別 	止策の実施などの準備 	②不要不急の事業の縮小。不特定多数の者 白粛	不特定多数の者が集まる事業を行う者については事業の
				I WA	

7 患者情報等の取扱いに係る考え方

(1) 患者の個人情報保護

感染症法は、第2条において「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識 し、これらの者の人権を尊重」することを基本理念としており、患者の個人情報は、 これに基づいて慎重に取り扱うことが必要である。

患者の発生に伴う濃厚接触者調査、社会活動制限等のまん延防止策の実施には、 患者の氏名、住所等の個人情報が必要となる場合があるが、個人情報が漏洩し、あ るいは他の目的に利用されることのないよう、細心の注意を払う。

患者情報を第三者に提供する必要がある場合には、本人に対して十分な説明を 行い、可能な限り同意を得ることが原則であり、同意が得られるよう努める。

しかし、まん延防止上、情報提供の必要性が高いにもかかわらず、本人の同意を得ることが困難なときは、提供を行うことができる場合がある。この場合においても、提供先を真に必要な者に限り、その取扱いについても慎重を期すよう充分な注意を払う。

(2) 県との患者情報の共有

ア 県からの町への情報提供

町への患者の発生情報は、医療機関から県豊岡健康福祉事務所を経て確定するため、保健所を設置しない町では得ることができない。しかし、町が即地的かつ具体的なまん延防止策を実施したり、県が町に対して在宅患者の生活支援や訪問等についての協力を求めたりする際には、町において患者の情報が不可欠となる。このため、県は、患者が在住もしくは勤務し、又はり患したことが疑われる市町に対し、患者の個人情報(氏名、住所、学校名又は事業所名、症状等)を提供する。

イ 町から県への情報提供

町は、災害時要援護者情報などのまん延防止上必要な情報を、県へ提供できるよう個人情報取扱方針を定め公表しておく。また、県は、市町に在宅患者の生活支援、訪問等の協力を求める時は、患者情報を市町に提供するとしており、町は、訪問等によって収集した情報等を迅速に県に提供し、相互に対策への反映を図る。

(3) 報道機関に対する情報提供

広範な感染症対策の実施にあたっては、町民に対する情報提供が重要な対策となることから、報道機関に対してより迅速で正確な情報提供に努める。その際、患

者や家族の氏名、住所等、個人の特定につながる情報は原則として公表しない。一方、患者が所属する学校・事業所名や患者が入院している医療機関名の公表は、感染拡大防止の必要性と、当該学校・事業所や医療機関及びこれらが属する地域等が被る影響の大きさを慎重に比較衡量して、可否を判断する。

なお、情報提供にあたっては、新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性 があること、感染したことについて患者やその関係者には責任はないこと等の基本 的事項をあわせて伝える。

Ⅲ 未発生期の対策

(I) 基本的事項

● 新型インフルエンザ等の状態

- 新型インフルエンザ等の発生が確認されていない状態
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散 発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

● 未発生期における対策の目的

- (1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- (2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

● 未発生期における対策の考え方

- (1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を 怠らず、県との情報交換や連携を図り、発生時の体制の構築や訓練の実施、人材の 育成等、事前の準備を推進する。
- (2) 発生時の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(Ⅱ)対策の内容

1 実施体制

(1) 市町行動計画の策定【健康課】

町は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等対策に係る 行動計画を策定し、必要に応じて見直す。

(2) 体制の整備及び連携強化【総務課、健康課】

ア 新型インフルエンザの発生に備え、発生時の初動体制及び業務の継続について 検討を進め、業務継続計画を作成・見直しを行う。

イ 県と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換 や連携体制の確認、訓練を実施する。

2 情報収集・提供

(1)情報収集【総務課、健康課】

国・県から新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、国内外のインフルエ

ンザ等発生動向を把握する。

(2) サーベイランスの協力【健康課、こども教育課】

町は、県が実施する平常時におけるインフルエンザサーベイランスや豚インフルエンザ・鳥インフルエンザ発生監視の情報を収集し、インフルエンザの発生動向等を把握するとともに、学校保健安全法等に基づくインフルエンザに係る出席停止及び臨時休業等の情報並びに各学校の欠席者情報等の学校サーベイランスに協力する。

○県における平常時のインフルエンザサーベイランス

- (1) 医療機関(患者発生) サーベイランス
- (2) 検体定点 (ウイルス) サーベイランス
- (3) インフルエンザ入院サーベイランス
- (4) 学校サーベイランス
- (5)薬局サーベイランス

(3)情報提供【企画課、健康課】

町は、新型インフルエンザの発生に備え、県と連携し、町民へ必要な情報提供 を行う。

- ア 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、 各種広報媒体を利用し、継続的に分かりやすく情報提供を行う。特に新型イン フルエンザ等対策は国家の危機管理として行うため、公衆衛生上の問題が生じ た施設の使用制限や営業の自粛を要請することがありうることなど、活動の自 由を制約するような対策を実施することがあることについて、あらかじめ理解 を得るよう情報発信に努める。
- イ 新型インフルエンザ等発生時に備え、ホームページ、広報誌等を活用し、町民 に向けてインフルエンザ流行期の咳エチケットや手洗い、うがいの励行、有症 状時の外出自粛と治療専念、食料や日用品、マスク等の備蓄など、自らの感染 予防と自らが感染源とならないようにするための対策について普及啓発を行う。
- ウ 町民に対して、発生時の医療機関受診方法を周知し、理解を得ておくよう、ホームページや広報誌等を通じて啓発する。
 - ① 海外発生期(地域未発生期)から地域発生早期までは、町の相談窓口を通じて県が設置する相談センターに連絡して、専用外来が紹介されること。
 - ② 県が設定する県内感染期からは、相談センターが縮小又は廃止され、外来協力医療機関等の新型インフルエンザ等が疑われる症状を呈した者が受診で

きる医療機関が広報されること。

- エ 鳥インフルエンザの国内外での発生状況を広報するほか、国内で人への感染が 確認された場合の対策等について、情報提供する。
- オ 発生時の記者発表等のあり方について、予め報道機関との間で検討をしておく。
- カ 季節性インフルエンザワクチン、肺炎球菌ワクチン等について、町民自らがワ クチン接種の必要性を判断できるよう、必要な情報の周知を図る。
- キ 新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図る。

(4) 相談窓口の設置準備【健康課】

県では、海外発生期(県内未発生期)において、帰国者や濃厚接触者等感染が 疑われる者及び不安を抱える県民からの相談に対応するコールセンターが設置され る。

町は、疾患に関する相談のみならず町民の生活に密着した相談に対応するため、 相談窓口の開設について準備を行う。

3 予防・まん延防止

(1) 個人における対策の普及【企画課、健康課】

町は、県、学校及び事業者と連携し、咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図るとともに、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、感染を広げないよう不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等の基本的な感染対策について理解促進を図る。

(2) 地域対策・職場対策の周知【関係課】

町は、県と連携し、新型インフルエンザ等発生時に実施される、個人における 対策のほか、職場におけるインフルエンザ対策として実施されている感染対策につ いて周知を図る。

(3) 衛生資器材等の供給体制の整備【健康課】

県は、衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況を把握 する国の仕組みを踏まえて、県内の供給体制等を整備する。

町は、県等からの要請に応じ、適宜協力する。

4 予防接種

(1) ワクチンの供給体制

ワクチンの供給については、県が、国のワクチン流通体制を踏まえて、円滑な 供給が図られるよう県医師会、卸売販売業者等の関係機関と協議し体制を整備する。

(2) 接種体制の構築【健康課】

季節性インフルエンザなどの各種ワクチンの接種を啓発するとともに、特措法で定める特定接種及び町民に対する予防接種について、町内医療機関や郡市医師会(以下「町内医療機関等」という。)と連携して広域的な実施を含めた接種体制を整備する。

ア 特定接種

- (ア) 町は、特定接種の対象となる登録事業者の登録について、国が定める、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領等に基づき、事業者への周知を行うなど必要な協力を行う。
- (イ) 町は、国が事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者 として登録することに協力する。
- (ウ) 町は、町職員に係る特定接種についての接種対象者、接種方法をあらかじめ 定めるとともに、産業医や町内医療機関等の協力を得て接種体制等を整備する。

イ 住民接種

町は、町内に居住する者に速やかに住民接種が行えるよう、町内医療機関等、 事業者、学校関係者等の協力を得て、接種実施人員の配置や接種会場の設置確 保など接種体制を構築する。

また、接種に携わる医療従事者、接種場所、接種時期の周知等の接種の具体的な実施方法について、準備を進める。

5 医療体制

(1) 県の対策の協力等【健康課】

県は、医療体制に関して次の対策を行う。町は、県が行う医療体制整備に関する会議等に参加し、地域の実情に応じた医療体制の検討に協力する。また、情報収集等を行い、新型インフルエンザ等発生時の情報提供等に活用する。

○県の医療体制

- (1) 地域における外来・入院協力医療機関、県内の感染症指定医療機関等の体制整備
- (2) 医療の提供及び予防接種の実施に係る医療関係者への要請等の準備

- (3) 入院医療機関の情報共有体制の整備
- (4) 県内衛生研究所におけるPCR法等の検査体制の整備
- (5) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び感染防止のための個人防護具等の 整備
- (6) マニュアル等の作成・周知、研修会の開催、訓練の実施

(2) 感染防止のための個人防護具等の整備【総務課、健康課】

町は、新型インフルエンザ等発生時の町民支援のために必要な個人防護具など の資材等(マスク、防護服、消毒薬等)を備蓄する。

(3) 研修、訓練等【総務課、健康課】

ア 町は、県と連携し、新型インフルエンザ等対策について医療関係者や対策に従 事する関係機関職員などを対象に研修会等を開催し、十分な知識や最新情報の 提供に努める。

イ 町は、県や関係機関と連携し、新型インフルエンザ等発生を想定した訓練を実施する。

6 町民生活及び町民経済の安定の確保

(1) 水の安定供給に係る業務計画等の作成【上下水道課】

町は、新型インフルエンザ等発生時に水を安定的かつ適切に供給できるよう、 新型インフルエンザ等対策の内容、実施方法、実施体制、関係機関との連携等に関 する事項を定めた業務計画等を作成する。

(2) 事業継続計画等の作成推進【関係課】

- ア 町は、県と連携し、事業者に対して、職場における感染対策及び対策に必要な 資材等の備蓄並びに事業を維持するための体制等について、事業継続計画を作 成する等、十分な事前準備を要請する。
- イ 町は、県と連携し、電気・ガス・水道の供給、電話サービス、運輸、食品流通等の県民生活の維持に欠くことのできない事業者に対して、事業継続計画を作成するとともに、その実施にあたり経験者やOBの活用も含め、業務運営体制の検討が確実に維持できるよう要請する。
- ウ 町は、県民局単位で社会機能維持、企業活動自粛等社会全体で取り組む対策の 具体的な推進方策等について、県に協力して検討を行う。

(3) 県との連携【総務課、健康課】

町は、新型インフルエンザ等発生時の危機管理体制の整備、コミュニティレベルでの互助体制、県が行う健康調査等への保健師等の派遣について、県から要請があった場合に対応できるよう準備を行う。

(4) 要援護者への生活支援【福祉課、健康課】

町は、新型インフルエンザ等発生時に備え、高齢者、障害者等の要援護者への 生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等につ いて、県と連携して要援護者を把握するとともにその具体的手続きを決めておく。

(5) 火葬能力等の把握【町民課】

町は、県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設について把握・検討する際に連携し、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備について、協力する。

(6)物資及び資材の備蓄等【総務課、健康課】

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材 を備蓄し、または施設及び設備を整備する。

IV 海外発生期(地域未発生期を含む)の対策

(I)基本的事項

● 新型インフルエンザ等の状態

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ・ 国内で発生したものの町内又は但馬地域では新型インフルエンザ等の患者は発 生していない状態
 - ※ 海外発生期と地域未発生期は発生段階としては別個のものであり、県内発生早期における地域未発生期の時期が想定される。しかし、海外又は国内で新型インフルエンザ等患者が発生し、地域に感染が認められるまでの対応は基本的に変わらないことから、本計画では海外発生期と地域未発生を併せて併記する。

● 海外発生期(地域未発生期)における対策の目的

- (1) 新型インフルエンザ等の国内、県内、及び但馬地域への侵入の状況等を注視しつ つ、町内発生の遅延と早期発見に努める。
- (2) 町内発生に備えて体制の整備を行う。

● 海外発生期(地域未発生期)における対策の考え方

- (1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できる措置をとる。
- (2)対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関して、県と連携し、積極的な情報収集を行う。
- (3) 町内で発生した場合には早期に発見できるよう県が行うサーベイランス・情報収集に協力する。
- (4)海外での発生状況について注意喚起するとともに、町内発生に備え、国や県等から情報収集を行い、町内発生した場合の対策の準備を行う。
- (5) 町民生活及び町民経済の安定のため、特定接種の実施等、町内発生に備えた体制 整備を急ぐ。

(Ⅱ)対策の内容

1 実施体制

(1) 町連絡会議、町警戒本部の設置等【総務課、健康課】 町は、海外において、新たに動物から人に感染するようになったインフルエン ザや、限定的に人から人への感染を引き起こしているインフルエンザが発生した場合で、政府対策本部及び県対策本部が設置されたときは、町連絡会議を開催し、発生状況等の情報を共有する。

また、国内において新型インフルエンザ等が発生した場合又はその疑いがある場合は、町警戒本部を設置し対応を検討するとともに、緊急事態宣言により特定市町村に指定されたときは、直ちに町対策本部を設置できるよう準備を進める。

<国が緊急事態官言を行った場合の措置>

(1) 町対策本部の設置【総務課、健康課】

町は、緊急事態宣言により特定市町村に指定されたときは、直ちに特措法第34条の規定により町対策本部を設置する。また、緊急事態宣言がされない場合にあっても、新型インフルエンザ等の感染力や病原性に応じて、対策が必要と判断する場合は、特措法によらない任意の町対策本部を設置する。

(2) 町対処方針の作成【町対策本部】

町は、基本的対処方針及び県の対処方針を基本とし、対策項目ごとに本計画 に定める3つの対策レベルから県に準じて適切な対策を決定する。

また、対策項目ごとに決定した対策を、総合調整した上で、町の対処方針を作成し、公表する。

※ 緊急事態宣言

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法第32条に基づき、政府対策本部長が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。宣言後は、都道府県知事は、住民の外出自粛要請、学校・保育所等の施設の使用制限(特措法第45条)のほか、臨時の医療施設の開設(特措法第48条)、物資の売渡しの要請(特措法第55条)などの対策を行うことができる。

2 情報収集・提供

(1)情報の収集

ア 情報収集【総務課、健康課】

町は、新型インフルエンザ等の発生に関して国内外の機関が公表する情報の 収集を行う。

イ サーベイランス等の強化・拡充の協力【健康課、こども教育課】

県は、国からの通知により平常時のサーベイランスに加えて、次のサーベイランスを実施する。町は、これらの情報を収集するとともに、学校や社会福祉施設等においてもインフルエンザの集団発生等があった場合に、県豊岡健康福祉事務所へ報告するなど、県が行う学校等におけるサーベイランスに協力する。

○県が平常時に加えて実施するサーベイランス

- (1) インフルエンザ患者情報について医師からの届出による全数把握
- (2) 重症化入院患者の全数把握
- (3) サーベイランスの大学・社会福祉施設等への拡大

(2)情報提供

ア 情報提供体制の整備【企画課、健康課】

町は、新型インフルエンザ等発生時のメディア等への情報提供を一元化する ため、広報担当を置く。

イ 町民への情報提供【企画課、健康課】

この発生段階から、町民に新型インフルエンザ等に対する正確な知識を持ってもらい、冷静に行動してもらうことが肝要になる。このため、より強い情報の発信を行い、患者の発生情報や感染予防策について県が発出する知事メッセージ等について、町のホームページ等を活用し町民に情報提供し注意喚起を行う。

(3) 相談窓口の設置【健康課】

ア 県が一般的な相談に幅広く対応するためコールセンターを開設したときは、町は、疾患に関する相談や町民の生活に密着した相談に対応するため、相談窓口を設置する。また、相談窓口を設置したときは、町広報や町ホームページ等を利用するほかマスコミ等の協力を得て広く周知する。

相談窓口は町民からの相談に一元的に対応する。相談のうち、症状があり専用外来を受診することが適当と考えられる者については、県が設置する相談センターを紹介する。

イ 応対にあたっては、国の作成したQ&A等を活用する。また、町民等からの問い合わせ内容を踏まえて、町民や関係機関が、どのような情報を必要としているのかを把握し、県へ情報提供する。

3 予防・まん延防止

町は、県と連携し、町内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、国や 県の発出する情報を町民に提供する。

- (1) 個人における対策の普及【企画課、健康課、こども教育課】
 - 町、学校及び事業者は、次の感染防止の措置を呼びかける。
 - ① 咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがいの励行
 - ② 新型インフルエンザ等を疑う症状を呈した際には、相談窓口に相談してから医療機関に受診すること

(2) 地域対策・職場対策の周知【関係課】

町は、県と連携し、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場におけるインフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図る。

(3) 社会活動制限の準備の要請【関係課】

県は、新型インフルエンザ等が県内で発生した場合に備えて、関係機関に対して県の対策レベルに応じたまん延防止の対応を事前に要請する。特に重症化率の高い新型インフルエンザ等が県内で発生した場合に備えて、県が行う次の事項についてあらかじめ対応しておくことを要請するとしており、町は、これらの要請について協力する。

○県の社会活動制限の準備の要請

- (1) 学校等及び保育所・福祉関係事業所(通所・短期入所事業所)に対する感 染防止措置の呼びかけ
- (2) 集客施設やイベント開催事業者に対する感染予防措置の呼びかけ
- (3) 育児・介護のために休まざるを得なくなった従業員の休暇取得措置についての事業者への特別な配慮の要請
- (4) やむなく保育を行う場合を想定した保育所支援システムの検討

(4) 保育所の支援の準備【こども教育課】

町は、対策レベル3の状況等において、やむを得なく保育を行う場合を想定した保育所を支援するためのシステムづくりに協力する。

4 予防接種

(1) 特定接種【健康課】

医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行われる予防

接種の実施を国が決定した場合には、町は、国が実施する登録事業者の接種対象者への特定接種が円滑に行われるよう協力するとともに、町職員の特定接種を行い、速やかに接種を終了させる。

- ア 町は、国が定める優先接種順位の徹底に協力する。
- イ 町は、県から円滑なワクチン接種の実施体制を確保するため協議等の要請があったときは、協力する。
- ウ 町は、ワクチン接種の開始に伴い、国が実施する接種実施モニタリング及び予 防接種法に基づく副反応報告について、県や町内医療機関等と連携して必要な 協力を行う。
- エ 登録事業者である医療機関は、新型インフルエンザ等医療の提供並びに生命・ 健康に重大・緊急の影響がある医療の提供に従事する医療従事者への特定接種 を実施する。
- オ 町は、対象となる町職員に対して、本人の同意を得て特定接種を行う。

(2) 住民接種【健康課】

- ア 国が特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3 項に基づく臨時予防接種の準備を開始した場合は、町は国・県と連携して、接 種体制の準備を行う。
- イ 町は本計画に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。
- ウ 町は、予防接種を行うため必要があるときは、県に対し、予防接種に従事する 医療従業者の確保等を求める。
- エ 町は、住民接種の優先接種順位、接種会場、接種日程などを町民に広報すると ともに、予防接種に対する相談に対応する。

5 医療体制

(1) 県の対策の協力等【健康課】

県は、医療体制に関して次の対策を行う。町は、県等からの要請に応じ、適宜 協力する。

○県の医療体制

- (1) 専用外来及び相談センターの設置
- (2) 外来協力医療機関及び入院病床の確保、かかりつけ医に対するファクシミリ処方の周知
- (3) 空床情報収集・共有システムの準備

- (4) 県内衛生研究所における検査体制の整備
- (5) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の準備及び流通調整
- (6) 感染予防のための個人防護具の確保

6 町民生活及び町民経済の安定の確保

- (1) 関係事業者等に対する準備の要請の協力
 - ア 町は、町民生活及び町民経済の安定に不可欠の事業者、不特定多数の町民を特定の場所等に受け入れる等、感染を拡大させることにつながる可能性のある事業を行う者に対し、県が行う次の要請について協力する。【関係課】

○感染拡大させる可能性のある事業者への県の要請

- (1) 従業員の健康状態の把握及び自宅待機等の措置の要請
- (2) 家族の看護等のための従業員の休暇取得の配慮の要請
- (3) 従業員や利用者への感染防止措置の要請

また、関係事業者等に対し、必要な措置を実施するよう県が行う次の要請についても協力する。

○関係事業者等への県の要請

- (1) 不特定多数が集合する事業の主催者に対する開催の延期、自粛等の検討の要請
- (2) 指定(地方)公共機関及び登録事業者に対する事業継続の準備の要請
- (3) 医療機関、高齢者福祉施設等に対する感染防止措置の強化、集団感染発生時の医療の確保についての検討の要請
- (4) 市町に対する必要最小限の乳幼児を受け入れる保育体制構築の要請
- イ 町は、事業者の業務継続の必要性から出勤せざるを得ない従業員等の保育ニーズに対応するため、県から要請があったときは、保育施設が休業となった際でも、必要最小限の乳幼児を受け入れるよう保育所等へ要請する。【こども教育課】

(2) 要援護者への生活支援【福祉課、健康課】

町は、新型インフルエンザ等発生時に備え、高齢者、障害者、等の要援護者への生活支援について準備する。

(3) 遺体の火葬・安置【町民課】

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、国からの要請に 応じ一時的に遺体を安置できる施設の確保ができるよう準備を行う。

V 地域発生早期の対策

(I) 基本的事項

● 新型インフルエンザ等の状態

・ 町内又は但馬地域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、国内において全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態

● 地域早期発生期における対策の目的

- (1) 町内での感染拡大をできる限り抑える。
- (2) 患者に適切で迅速な医療を提供する。
- (3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

● 地域早期発生期における対策の考え方

- (1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるための対策を行う。
 - ① 町内又は但馬地域で、患者が発生した場合は、基本的対処方針及び県の対処方針を基本とし、県の対策レベルに準じて、対策項目ごとに本計画に定める3つの対策レベルのいずれを選択するかを決定し、実施する。

国が緊急事態宣言を行った場合には、直ちに町対策本部を設置するとともに、 原則として対策レベル3の対策を実施する。

なお、地域で国内初の患者が発生したにもかかわらず、臨床症例不足等の理由から国が緊急事態宣言の発出に時間を要する場合も起こり得る。この場合において、町は、「状況不明下では最悪の事態を想定して対応に当たる」という危機管理の原則を踏まえ、県と協議した上で、国の宣言前において対策レベル3の対策を実施する場合がある。

- ② 対策レベル3の対策には、個人や企業の活動に制限を求めるものが含まれるため、新型インフルエンザ等のまん延が、健康被害だけでなく、社会生活や経済活動等にも重大な影響を及ぼすことについて、町民に十分な理解が得られるよう啓発を行う。
- (2) 地域発生早期における新型インフルエンザ等の診療体制は、通常の医療体制とは 別に専用の体制が設けられるため、このことについて、感染対策とともに町民や町 内医療機関への周知を行う。
- (3) 地域感染期への移行に備えて、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備を急ぐ。

- (4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第速やかに実施する。
- (5) 患者数が増加した場合は、県との協議を踏まえて、地域感染期への移行を検討する。

(Ⅱ)対策の内容

1 実施体制

(1) 町対策本部の設置【総務課、健康課】

町は、国が緊急事態宣言を行った場合、又は、国の緊急事態宣言がされない場合であっても町内に患者が発生するなど感染の拡大防止のため町が対策を必要と判断した場合は、町対策本部を設置する。

(2) 町対処方針の作成又は変更【町対策本部】

町対策本部は、基本的対処方針及び県の対処方針を基本とし、対策項目ごとに本計画に定める3つの対策レベルから県に準じて適切な対策を決定し、対策項目ごとに決定した対策を総合調整した上で、町の対処方針を作成し、公表する。

また、海外発生期(地域未発生期)に既に町対策本部を設置した場合は、基本 的対処方針や県の対処方針の変更内容を踏まえて対策を見直し、必要に応じて町の 対処方針を変更し、公表する。

<国が緊急事態官言を行った場合の措置>

(1) 町対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がされた場合、直ちに町対策本部を設置する。

(2) 町対処方針の作成

町対策本部は、国が緊急事態宣言を行った場合や町内に患者が発生した場合は、基本的対処方針及び県の対処方針を受けて町の対処方針を作成し、公表する。この場合、原則として対策レベル3の対策をとる。

2 情報収集・提供

- (1)情報の収集
 - ア 情報収集の強化【総務課、健康課】

町は、地域未発生期に引き続き新型インフルエンザ等の発生に関して国内外の機関が公表する情報の収集を行う。

イ サーベイランスの協力

町は、県が県内未発生期に引き続き実施する新型インフルエンザ等患者等の 全数把握、学校等での集団発生の把握の強化に協力する。【健康課、こども教 育課】

(2)情報提供

ア 町民への情報提供【企画課、健康課】

町民への情報提供にあたっては、感染者や患者等に対する誹謗・中傷等を防止するため、感染リスクや必要かつ適切な感染防止の措置を具体的に周知し、町民が過剰な行動に至らないよう最大限努める。

(ア) ホームページ等を活用した情報提供

町は、患者の発生状況、記者発表内容、記者会見概要等の情報を町ホームページや行政放送等を活用して迅速かつ適切な情報発信に努める。

(イ) 危機管理対応への理解促進

町は、初期の段階において、新型インフルエンザ等の病原性や感染力に関する情報が明確でない場合には、危機管理の視点から不要不急の外出自粛要請等の社会活動制限の要請を行うことがあることについて、町民、事業者等の理解を得るよう情報提供に努める。

(ウ) 感染症の正しい理解等

町は、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、 個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受 診の方法等)を周知する。

また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

イ 情報共有【企画課、健康課】

町は、国、県や関係機関等との間でインターネット等の活用によるリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

ウ 相談窓口機能の強化【健康課】

- (ア) 町は、地域未発生期に設置した相談窓口の体制を充実・強化する。
- (イ) 町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民への情報提供の内容に反映する。

(3) 地域発生早期における患者発生情報の公表【企画課、健康課】

町は、患者発生の情報を、個人情報の取扱いに留意しつつ、町ホームページや 記者会見等により公表するとともに、感染拡大の防止に向け、関係機関等と連携し て町民への呼びかけを行う。

なお、公表内容として、次の事項を掲げる。 (内容例)

- ① 患者の発生地域、発生日、患者の病状及び感染経路
- ② 県豊岡健康福祉事務所が実施する積極的疫学調査への協力依頼
- ③ 医療機関を受診する際の留意事項(県豊岡健康福祉事務所への事前連絡)
- ④ 不要不急(食料の買い出し、医療機関への通院、仕事場への出勤など生活の維持のために必要なもの以外)の外出等の自粛、在宅勤務の推奨
- ⑤ 感染対策の実践啓発(手洗い、咳エチケットの励行、濃厚接触者のマスク 着用等感染対策の徹底等)
- ⑥ 相談窓口の周知

3 予防・まん延防止

県は、県内発生早期となった場合には、国と連携し、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施等)を行う。町は、県と連携し、個人が行うべき感染対策の啓発を強化する。

対策レベル1から3までの共通事項

(1) 個人における対策の啓発【企画課、健康課】

町民に対し、咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等をより強力に勧奨する。

(2) 新型インフルエンザ等の患者及び濃厚接触者への対策の協力【健康課】 町は、県が実施する次の対策に協力する。

○県が実施する患者及び濃厚接触者への対策

- (1) 患者に対する入院措置、新型インフルエンザ等が疑われる者へのコールセンターへの相談の呼びかけ
- (2) 県内保健所による濃厚接触者への健康観察、外出自粛要請等の感染対策の実施
- (3) 県民への基本的な感染対策(咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがい、人混みを避ける等)の勧奨

対策レベル1

(1) 地域対策・職場対策の周知の協力【関係課】 町は、県が実施する次の対策に協力する。

○県が実施する地域対策・職場対策の周知

- (1) 事業者に対する時差出勤等の基本的な感染対策等の勧奨及び職場における 感染対策の徹底の要請
- (2) 学校・保育所等の設置者に対する臨時休業等の適切な運用の要請
- (3)公共交通機関等に対する症状のある者の乗車自粛、マスク着用等の徹底の呼びかけ等の感染対策の要請
- (4)病院、高齢者施設等への感染対策の強化の要請

(2) 社会活動制限等の協力【関係課】

町は、県が海外発生期(県内未発生期)における対策に加えて新たに実施する 次の対策に協力する。

なお、緊急事態宣言により特定市町村に指定されたときは、直ちに対策レベル 3の対策に切り替える。

○県が海外発生期(県内未発生期)の対策に加えて実施する社会活動制限等

- (1) 学校等の設置者の判断による臨時休業、部活動の自粛、家庭への感染予防の啓発
- (2) 保育所、福祉関係事業所の設置者の判断による臨時休業
- (3) 集客施設における基本的な感染防止措置の徹底等の要請(休業の要請はしない)
- (4)集会・イベント等における基本的な感染防止措置の徹底等の要請(中止又は延期の要請はしない)

対策レベル2

(1) 地域対策・職場対策の周知の協力【関係課】

町は、県が対策レベル1に加えて実施する次の対策に協力する。

○県が対策レベル1に加えて実施する地域対策・職場対策の周知

- (1) 事業者に対する従業員への適切な受診等の積極的な感染対策の要請
- (2) 学校の設置者に対する臨時休業の判断基準を見直した適切な運用の要請
- (3) 病院、高齢者施設等に対する外来者面談の差し控え等のより積極的な感染対策の要請

(2) 社会活動制限等の協力【関係課】

町は、県が海外発生期(県内未発生期)における対策に加え新たに実施する次の対策に協力する。

なお、緊急事態宣言により特定市町村に指定されたときは、原則として対策レベル3の対策に切り替える。

○県が海外発生期(県内未発生期)の対策に加えて実施する社会活動制限等

- (1) 学校等の設置者の判断による臨時休業、部活動の自粛、家庭への感染予防の啓発
- (2) 保育所及び福祉関係事業所の設置者の判断による臨時休業
- (3) 集客施設における従業員の感染防止措置及び重症化防止措置の検討の要請
- (4)集会、イベント等における従業員の感染防止措置及び重症化防止措置の検討の要請

対策レベル3

(1) 地域対策・職場対策の周知の協力【関係課】

町は、県が対策レベル2に加えて実施する次の対策に協力する。

- ○県が対策レベル2に加えて実施する地域対策・職場対策の周知
 - (1) 事業者に対する従業員の欠勤状況等を踏まえた事業活動自粛の要請
 - (2) 病院、高齢者施設等への利用者の発病の早期発見及び適切な医療の受診の要請

(2) 社会活動制限等の協力【関係課】

町は、県が海外発生期(県内未発生期)における対策に加え、新たに実施する 次の対策に協力する。

○県が海外発生期(県内未発生期)の対策に加えて実施する社会活動制限等

<国が緊急事態宣言を行っていない又は行わない場合>

- (1) 県民への不要不急の外出自粛の要請
- (2) 市区町単位での学校等の臨時休業の要請
- (3) 市区町単位での保育所及び福祉関係事業所の臨時休業の要請
- (4) 病院、食料品店、銀行等社会経済活動の維持に必要な施設への感染対策の 徹底の要請、及びその他集客施設への感染対策の徹底又は営業自粛の要請
- (5)集会、イベント等の開催者への感染防止措置の徹底の要請又は中止・延期の要請

<国が緊急事態宣言を行った場合>

- (1) 社会活動制限の要請等を行う期間及び区域の決定
- (2) 県民への不要不急の外出自粛の要請
- (3) 学校等の設置者への臨時休業の要請又は指示
- (4) 保育所、福祉関係事業所の設置者への臨時休業の要請又は指示
- (5) 病院、食料品店、銀行等社会経済活動の維持に必要な施設への感染対策の 徹底の要請又は指示、及びその他集客施設への感染対策の徹底又は施設の使 用制限の要請又は指示
- (6)集会・イベント等の開催者への感染防止措置の徹底又は中止・延期の要請 又は指示

4 予防接種

(1)特定接種【健康課】

町は、県と連携し、海外発生期(地域未発生期)と同様、基本的対処方針を踏まえて、特定接種を進める。

(2) 町民への予防接種【健康課】

町は、国の方針に従って、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時予防接種を 開始する。

- ア パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、町への供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、国が決定した接種順位に沿って接種を開始する。
- イ 町は、県と連携して、国からの求めに応じて、町民への接種に関する情報提供 を開始する。
- ウ 町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・公民館・学校など公的な施設の活用や医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- エ 町は、接種医等と連携し、予防接種後の副反応等の情報を迅速に集約するとと もに、国が接種後に行うモニタリングに協力する。

<国が緊急事態官言を行った場合の措置>

国の緊急事態宣言に基づき変更された基本的対処方針を踏まえるとともに、未 発生期ないし海外発生期(地域未発生期)において準備した接種体制に基づき、特 措法第46条に基づく町民への予防接種を実施する。

5 医療体制

(1) 在宅療養患者への支援【健康課】

町は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者 について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要 な支援(巡回、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関へ移送等)を行う。

(2) 医療体制の協力【健康課】

県は、医療体制に関して、対策レベル1から3まで(国が緊急事態宣言を行った場合を含む。)共通して次の対策を行う。また、国が緊急事態宣言を行った場合で、次の対策の実施だけでは不足があるときは、特措法第47条に基づき、必要な措置について検討し、実施するとしている。

町は、県からの要請等に応じて、適宜協力する。

○県の医療体制

- (1) 相談センターの紹介による専用外来での診療
- (2) 外来協力医療機関の設置準備
- (3) 患者の感染症指定医療機関等への移送、入院措置
- (4) 入院協力医療機関以外の医療機関の受け入れ体制等の検討
- (5) 空床情報収集・共有システムの開始
- (6) 医療機関による検体の確保、県内衛生研究所における確定検査の実施
- (7) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与
- (8) 抗インフルエンザウイルス薬の安定供給及び流通要請
- (9) 県内保健所が実施する積極的疫学調査等による濃厚接触者の把握、濃厚接触者の健康観察及び予防投薬の指示
- (10) 県警察による医療機関及び薬局の警戒活動

6 町民生活及び町民経済の安定の確保

対策レベル1及び対策レベル2

(1) 事業者への要請【関係課】

町は、国や県と連携して、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底する とともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。

(2)物資の流通確保【関係課】

ア 町民・事業者への呼びかけ

町は、県と連携し、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって買占め等必要以上の消費行動を起こさず冷静に行動するよう呼びかける。事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

イ マスク等の流通確保

町は、県に協力し、マスク等生活関連物資の不足や価格の上昇、又はそのおそれがある場合には需給状況や価格上昇の原因を速やかに調査の上、流通の円滑化及び価格の安定を図る。

対策レベル3

町は、対策レベル1及び対策レベル2の対策に加えて次の対策を実施、又は、県に協力する。

(1) 要援護者への生活支援【福祉課、健康課】

ア 町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、町民に対する食料品・生活必 需品等の確保、配分・配付等を行う。

イ 町は、高齢者、障害者等の要援護者に必要な生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)を行う。

(2)遺体の火葬・安置【町民課】

町は、県に協力し、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握するとともに、 市町及び近隣の都道府県との情報の共有を図る。

町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用し、遺体の保存を適切に行う。

(3)物資の流通確保【関係課】

町は、県に協力し、事業活動、流通の機能低下等に伴う食料、生活必需品の不足が予想されることから、食料、生活必需品の価格や流通状況の監視を強化するとともに、買占め・売惜しみ等の防止を図り、流通の円滑化及び価格の安定に努める。

<国が緊急事態宣言を行った場合の措置>

国が緊急事態宣言を行った場合には、町は、直ちに町対策本部を設置するとともに、上記の対策に加え、必要に応じて県が実施する次の対策に協力する。

(1) 水の安定供給【上下水道課】

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に 供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 生活関連物資等の価格の安定等【関係課】

町は、県と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(3) 事業者のサービス水準の低下にかかる町民への呼びかけ【関係課】

町は、県に協力し、町民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した場合には、事業者のサービス水準が低下することがあることを許容するよう呼びかける。

VI 地域感染期の対策

(I) 基本的事項

● 新型インフルエンザ等の状態

- ・ 町内又は但馬地域で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学的調査で追 えなくなった状態
- 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

● 地域感染期における対策の目的

- (1) 医療体制を維持する。
- (2) 健康被害を最小限に抑える。
- (3) 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

● 地域感染期における対策の考え方

- (1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部のまん延防止対策は実施する。
- (2) 町内又は但馬地域の発生状況等を勘案し、町の実施すべき対策について判断する。
- (3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等に照らし、町民一人ひとりが自らとるべき感染対策について理解し、自発的行動が取られるように積極的な情報提供を行う。また、新型インフルエンザ等の重症化を防ぐため、発症者が直ちに適切な受診行動をとるよう啓発する。
- (4)流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- (5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし 健康被害を最小限にとどめる。
- (6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減 するため、ワクチン供給後に住民接種を早期かつ短期間で実施できるよう準備を急 ぎ、体制が整い次第、速やかに実施する。
- (7) 欠勤者の増大が予測されるなか、町民生活や町民経済への影響を最小限に抑える ため必要なライフライン等の事業活動を継続させる。また、その他の社会活動につ いてもできる限り継続させる。
- (8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小又は中止を図る。

(Ⅱ)対策の内容

1 実施体制

(1) 町の対処方針の変更【町対策本部】

町対策本部は、県の疫学的調査において、但馬地域における新型インフルエン ザ等の患者の接触歴が追えなくなったと判断できる場合は、県が二次保健医療圏域 ごとの状況を踏まえて定める対処方針に基づき、町の対処方針を変更し、公表する。

<国が緊急事態宣言を行っている場合の措置>

国が緊急事態宣言を行った場合には、上記の対策に加え次の対策を行う。

- ア町は、直ちに町対策本部を設置する。
- イ 町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合には、特措法第38条に基づき県による代行の措置を要請する。
- ウ 町は、県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、自らの要員や物資等に不足が生じたときは、特措法第39条及び第42条に基づき、必要に応じて他の地方公共団体に応援や職員の派遣を求める。また、特措法第41条に基づき、必要がある場合は、他の地方公共団体に事務を委託する。

2 情報収集・提供

(1)情報の収集

ア 情報収集の強化【総務課、健康課】

町は、地域発生早期と同様、国や県等から、国内・海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等に関する必要な情報を収集する。

イ サーベイランスの協力 【健康課、こども教育課】

県は、患者発生状況に応じて、患者全数を把握することから、重症者や死亡者、集団発生を把握する体制へと移行する。町は、引き続き県が実施するサーベイランスに協力する。

(2)情報提供

町は、県と連携し、地域発生早期と同様、町民等への情報提供を継続する。その際、特に次の事項についての情報提供を強化する。

ア 町民への情報提供【企画課、健康課】

(ア) 町は、県と連携し、患者の急激な増加を抑制するため、予防や発症時の対処

方法等について重点的に周知する。

(イ) 県知事による県内感染期への移行宣言を受け、町民に感染拡大防止、医療体制の確保、社会活動維持に向けた必要な情報を提供する。

(提供情報の例)

- ① 外出や集会の自粛要請
- ② 外来・入院医療体制の変更等(重症患者以外は自宅療養となること等)
- ③ 入院・在宅医療、生活支援等に関する情報
- イ 専用外来及び外来協力医療機関名の公表【企画課、健康課】

町は、新型インフルエンザ等が疑われる症状を呈している者の診療可能な専用外来及び外来協力医療機関について、県から情報提供があった場合は、町ホームページや町広報などを通じて広く町民に提供する。

また、県は、県内感染期への移行にあわせ、相談センターの体制を縮小又は解除する。

ウ 相談窓口の継続【健康課】

町は、相談窓口において、引き続き疾患や町民の生活に密着した相談に対応するほか、受診に関する相談に関して専用外来及び外来協力医療機関を紹介したり、自宅療養患者のセルフケアの支援を行うため在宅看護等の情報を提供する。

3 予防・まん延防止

地域感染期においては、感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替えることになる。一方で、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる重症者・死亡者数が増加する可能性もある。このため、地域感染期においてもまん延防止対策を講じる。

対策レベル1から3までの共通事項

(1) 個人における対策の啓発【企画課、健康課】

町民に対し、咳エチケット、マスク着用、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

(2) 患者・濃厚接触者への対応【健康課】

町は、県と連携し、り患した患者については、症状が軽快しても感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかけを継続する。

なお、県は、個人に対して実施する隔離、停留、健康観察・健康監視、入院措置、接触者への外出自粛要請等の措置は行わず、増加する患者に対する抗インフルエンザウイルス薬による治療を優先させるとしている。

(3) 地域対策・職場対策の周知の協力【関係課】

町は、県が実施する次の対策に協力する。

○県が実施する地域対策・職場対策の周知

- (1) 事業者に対する必要不可欠な事業活動の継続及び不急の事業活動の縮小について検討の要請
- (2) 学校の設置者に対する市町単位等地域を限定した学校の臨時休業の要請

対策レベル1及び対策レベル2

(1) 社会活動制限等の協力【関係課】 地域発生早期の対策レベル1又は対策レベル2の対策と同様に実施する。

対策レベル3

(1) 患者・濃厚接触者対策の協力【健康課】 町は、県が実施する次の対策に協力する。

○県の患者・濃厚接触者対策

- (1) 濃厚接触者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の見合わせ及び同居者への予防投与の継続の検討
- (2) 患者の濃厚接触者を特定しての外出自粛、健康観察等の措置の中止
- (2) 社会活動制限等の協力【関係課】

地域発生早期の対策レベル1又は対策レベル2の対策と同様に実施する。

<国が緊急事態宣言を行っている場合の措置>

地域感染期においては、感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える必要がある。このため、地域発生早期において期間を定めて実施している社会活動制限の実施期間の終了をもって、状況に応じ対策レベル2又は対策レベル1の対策に切り替える。

患者数の増加に伴い、地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者が増加する可能性がある。このような状況において県は、改めて社会活動制限の実施期間及び実施区域を決定し、当該期間及び区域

において、地域発生早期と同様の特措法に規定する緊急事態措置として社会活動制限を実施するとしている。

4 予防接種【健康課】

県は、県内発生早期と同様、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、 国が行う特定接種に協力する。

町は、特定接種に協力するとともに、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。

<国が緊急事態宣言を行っている場合の措置>

国が緊急事態宣言を行っている場合には、町は、基本的対処方針及び県の対処 方針を踏まえ、特措法第46条に基づく町民に対する予防接種を行う。

5 医療体制

(1) 在宅療養患者への支援【健康課】

町は、在宅で療養する患者への支援に関して、対策レベル1から3まで共通して次の対策を行う。

町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から 要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(巡回、訪問看護、訪問診療、 食事の提供、医療機関へ移送等)や自宅で死亡した患者への対応等を行う。

<国が緊急事態宣言を行っている場合の措置>

町は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のため医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対して医療を提供するため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力する。

(2) 医療体制の協力【健康課】

県は、地域ごとの患者発生状況に応じて、対策の主眼をまん延防止から被害軽減(重症化予防)に切り替えるため、軽症者は自宅療養、重症者は入院という原則のもとに医療体制を移行する。移行にあたっては、新型インフルエンザ等の病原性、感染力の程度を踏まえ、有識者の意見を聴取するとしている。

また、地域の患者発生状況等を踏まえ、県内保健所が郡市区医師会等と連携、

協力し地域の実情に応じた切り替えを行う。

町は、医療体制に関して、県が対策レベルに応じて実施する次の対策に、県からの要請等に応じて、協力する。

○県の医療体制

対策レベル1から3までの共通事項

- (1) 相談センターの縮小又は解除
- (2) 一般医療機関の外来協力医療機関への移行
- (3)入院による感染抑制効果の低下、又は、入院患者の病床数の超過による新型インフルエンザ等患者の入院措置の中止
- (4) 空床情報収集・共有システムによる入院が必要な患者の紹介、受入れ
- (5) 医療機関、消防等による確定患者の感染症指定医療機関への搬送
- (6) 県が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の放出
- (7) 県警察による医療機関及び薬局における警戒活動

対策レベル1

- (1) 一般医療機関における診療体制及び一般入院医療機関における入院体制
- (2) 県内衛生研究所における重症者又は集団発生時の検査体制への切替え
- (3) 県内保健所の医療機関、医師会等との連携

対策レベル2

- (1) 重症化の懸念による一般医療機関から専用外来への紹介
- (2) 入院協力医療機関の専門医療機関との連携

対策レベル3

- (1) 外来協力医療機関の拡充、診療時間延長等の体制強化
- (2) 感染防止のための往診や在宅医療サービスの確保
- (3) 抗インフルエンザウイルス薬等のファックス処方の実施
- (4) 空床情報収集・共有システムの稼働
- (5) 入院施設のある病院への入院患者受け入れの協力依頼
- (6) 医療関係者への医療の要請
- (7) 県内衛生研究所における死亡者、重症者又は集団感染を中心とした検査体制への切替え
- (8) 県内保健所の医療機関、医師会等との連携及び医療資器材の確保

<国が緊急事態宣言を行っている場合の措置>

- (1) 上記対策以外に必要な措置の検討、実施
- (2) 医療機関における定員超過入院、臨時の医療施設の設置

6 町民生活及び町民経済の安定の確保

対策レベル1及び対策レベル2

(1) 事業者への要請【関係課】

町は、県と連携して、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとと もに、職場における感染対策を開始するよう要請する。

(2)物資の流通確保の協力【関係課】

ア 町民への呼びかけ

町は、県と連携し、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたって買占め等必要以上の消費行動を起こさず冷静に行動するよう呼びかける。事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

イ マスク等の流通確保

町は、県に協力し、マスク等生活関連物資の不足や価格の上昇、又はそのおそれがある場合には需給状況や価格上昇の原因を速やかに調査の上、流通の円滑化及び価格の安定を図る。

対策レベル3

町は、対策レベル1及び対策レベル2の対策に加えて次の対策を実施、又は、県に協力する。

(1) 要援護者への生活支援【福祉課、健康課】

ア 町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、町民に対する食料品・生活必 需品等の確保、配分・配付等を行う。

イ 町は、高齢者、障害者等の要援護者に必要な生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)を行う。

(2)遺体の火葬・安置【町民課】

町は、県に協力し、火葬場の火葬能力について最新の情報を把握するとともに、 市町及び近隣の都道府県との情報の共有を図る。 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所において遺体の保存を適切に行う。

(3) 事業者への業務継続要請【関係課】

町は、県が社会機能の維持に関わる事業者に対して行う業務継続の要請に協力する。

(4)物資の流通確保【関係課】

町は、県と連携し、事業活動、流通の機能低下等に伴う食料、生活必需品の不足が予想されることから、食料、生活必需品の価格や流通状況の監視を強化するとともに、買占め・売惜しみ等の防止を図り、流通の円滑化及び価格の安定に努める。

<国が緊急事態宣言を行っている場合の措置>

国が緊急事態宣言を行っている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、地域発生早期と同様の対策を行う。また、地域感染期においては、これらに加えて、次の(4)及び(5)の対策を行う。

(1) 水の安定供給【上下水道課】

水道事業者である町は、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に 供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 生活関連物資等の価格の安定等【関係課】

町は、県と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(3) 事業者のサービス水準の低下にかかる町民への呼びかけ【企画課、健康課】 町は、県と連携し、町民に対し、新型インフルエンザ等がまん延した場合に は、事業者のサービス水準が低下することがあることを許容するよう呼びかけ る。

(4) 要援護者への生活支援【福祉課、健康課】

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等発生時の在宅の高齢者、

障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、 搬送、死亡時の対応等を行う。

(5) 埋葬・火葬の特例等【町民課】

ア 町は、県から要請があったときは、可能な限り香住斎場の火葬炉を稼働させる。

なお、遺体の搬送の手配等については、県が行う。

イ 町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合で、県から要請があったときは、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

VII 小康期の対策

(I) 基本的事項

● 新型インフルエンザ等の状態

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- ・ 大流行は一旦終息している状況

● 小康期における対策の目的

(1) 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

● 小康期における対策の考え方

- (1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、 医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回 復を図る。
- (2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- (3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- (4) 第二波の流行による影響を軽減するため、町民への予防接種を進める。

(Ⅱ)対策の内容

1 実施体制

実施体制について、評価、検討し、必要に応じ体制の見直しを行う。

(1) 町対策本部の廃止【町対策本部】

町は、国の緊急事態解除宣言が行われたときは、町対策本部を廃止し、状況に 応じて、第二波の流行に備えた警戒体制に移行するなど、適切に対応する。

なお、新型インフルエンザ等の病状が季節性インフルエンザの病状の程度以下 になることが明らかになると判断し、政府対策本部を廃止したときは、県対策本部 も廃止される。

(2)対策の分析・評価【健康課】

町は、実施した対策に関する評価を行い、必要に応じ行動計画や事務内容の見直しを行う。

2 情報収集・提供

情報収集・提供として実施した対策について、評価、検討し対策の見直しを行う。

(1)情報収集

ア サーベイランスの協力【健康課、こども教育課】

町は、再流行の早期探知のため、国が学校等での集団発生の把握を強化している期間中は、これに協力する。

イ 情報提供【企画課、健康課】

町民への第二波に備えた情報提供を行う。

- (ア) 県知事が第一波に対する安心宣言を発出したときは、速やかに町民へ伝達する。
- (イ) 町は、流行の第二波に備え、町民への情報提供と注意喚起を行う。
- (ウ) 町は、あらゆる機会を通じて広報等を図るなど、風評被害の防止に努める。

(2) 相談窓口の縮小又は閉鎖【健康課】

町は、状況に応じて、県と協議の上、相談窓口の体制を縮小又は閉鎖する。 相談窓口等に寄せられた問い合わせ、県や関係機関等から寄せられた情報等を とりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

3 予防・まん延防止

予防・まん延防止として実施した対策について、評価,検討し対策の見直しを行う。

(1) 社会活動制限等の終了【関係課】

町は、海外発生期(地域未発生期)と同様の対策に切り替え、第二波の発生に 備えて、対策内容の見直しを行う。

県は、県内感染期において行った社会活動制限の要請を終了したときは、市 町・関係機関・関係団体等へ周知するとしている。

4 予防接種

(1) 予防接種の継続【健康課】

町は流行の第二波に備え、地域感染期に引き続き、国及び県と連携して予防接種法第6条第3項に基づく町民に対する予防接種を進める。

<国が緊急事態宣言を行っている場合の措置>

町は、国が緊急事態宣言を行っている場合には、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく町民に対する予防接種を進める。

5 医療体制

(1) 在宅療養患者への支援【健康課】

町は、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者 について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携 し、必要な支援(巡回、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関へ移送等)を 行う。

(2) 県の医療体制への対応【健康課】

町は、次のとおり行う県の医療体制に対応する。

○県の医療体制

- (1) 平常の医療体制
- (2) 第二波に備えた抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

<国が緊急事態宣言を行っている場合の措置>

(1) 県内感染期の措置の縮小又は中止

(3) 対策の評価、見直しの協力【健康課】

町は、県が医療体制として実施した対策の評価、見直しにあたって県から要請が あったときは、協力する。

6 町民生活及び町民経済の安定の確保

町は、町民生活及び町民経済の安定の確保として実施した対策について、評価、 検討し対策の見直しを行う。

(1) 要援護者への生活支援【福祉課、健康課】

町は、高齢者、障害者等の要援護者に、引き続き必要な生活支援(見回り、介護、 訪問診療、食事の提供等)を行う。

<国が緊急事態宣言を行っていた場合の事後措置>

国が緊急事態宣言を行っていた場合は、次のとおり対応する。

(1) 緊急事態措置の縮小又は中止【関係課】

町は、国や県と連携し、町内又は但馬地域の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、特措法に基づく緊急事態措置を縮小又は中止する。

VⅢ 組織·体制

1 香美町新型インフルエンザ等対策本部等

(1) 香美町新型インフルエンザ等対策本部

本部長等	本部長:町長		
	副本部長: 副町長		
本部員	教育長、総務課長、財政課長、企画課長、税務課長、町民課長、健		
	康課長、福祉課長、農林水産課長、観光商工課長、建設課長、上下		
	水道課長、村岡地域局長、小代地域局長、会計課長、教育総務課		
	長、こども教育課長、生涯学習課長、議会事務局長、公立香住病院		
	事業管理者		
	美方郡広域事務組合消防長		
設置基準	○特措法で定める、政府対策本部が緊急事態宣言を発し、町が特定		
	市町村に指定されたとき		
	○但馬地域で新型インフルエンザ等が発生したとき又は発生が予想		
	されるとき		

(2) 香美町新型インフルエンザ等警戒本部

本部長等	本部長:副町長		
	副本部長:健康課長		
本部員	総務課長、企画課長、町民課長、福祉課長、観光商工課長、上下水		
	道課長、村岡地域局長、小代地域局長、こども教育課長、公立香住		
	病院事務局長		
設置基準	○国内で発生したとき又はその疑いがあるとき		

(3) 香美町新型インフルエンザ等対策連絡会議

会長等	会長:健康課長		
	副会長:総務課長		
構成員	企画課長、町民課長、福祉課長、観光商工課長、上下水道課長、村		
	岡地域局長、小代地域局長、こども教育課長、公立香住病院事務局		
	長		
設置基準	○必要に応じて開催		

2 香美町新型インフルエンザ等対策本部の事務分掌

部	課・局等		等	事務分掌
	総	務	課	1 町対策本部の設置及び運営に関すること
	健	康	課	2 町対策本部、町警戒本部及び町連絡会議の設置及び運営に
本				関すること
部				3 新型インフルエンザ等の情報収集及び情報提供に関するこ
비				と
室				4 国、県、他市町及び関係機関との連絡調整に関すること
				5 個人防護具などの資材等(マスク、防護服、消毒薬等)の
				備蓄及び配布に関すること
	総	務	課	1 人員配置の調整に関すること
				2 職員の衛生管理に関すること
				3 町立施設の衛生管理に関すること
				4 相談窓口の電話の設置に関すること
4/3				5 町業務継続計画に関すること
総務				6 自治会との連携に関すること
労対				7 新型インフルエンザ等に係る個人情報取扱方針に関するこ
策				ک
部				8 町立施設への消毒液の配布に関すること
디디	財	政	課	1 対策の財源措置に関すること
	企	画	課	1 町民への広報に関すること
				2 報道機関への情報提供及び連絡調整に関すること
				3 交通事業者との連絡調整に関すること
	税	務	課	※ 共通事項のみ
	町	民	課	1 埋火葬体制の確保に関すること
				2 廃棄物の収集・運搬及び処理を行う従事者に対する感染予
民				防及び感染拡大防止に関すること
生	健	康	課	1 町内医療機関、郡市医師会等との連携及び連絡調整に関す
対				ること
策				2 感染拡大防止対策の啓発に関すること
部				3 新型インフルエンザ等の相談に関すること
				4 相談窓口に関すること
				5 香美町新型インフルエンザ等対策行動計画に関すること

部	課・局等	事務分掌	
	(健康課)	6 要援護者の状況把握及び生活支援に関すること	
		7 予防接種の実施に関すること	
(民	福 祉 課	1 要援護者の状況把握及び支援に関すること	
		2 社会福祉施設等の感染予防及び感染拡大防止に関すること	<u>ا</u>
生対		3 社会福祉施設及び関係機関との連絡調整に関すること	
策		4 香美町社会福祉協議会との連携に関すること	
	香住病院	1 医療体制の確保に関すること	
部)		2 感染者の医療に関すること	
		3 院内及び老人保健施設における感染予防及び感染拡大防止	Ŀ
		に関すること	
産	農林水産課	1 風評被害に関すること	
業	観光商工課	1 事業者、商工会、観光協会等との連絡調整に関すること	
対		2 事業所等の感染予防及び感染拡大防止の要請に関すること	<u>ما</u>
策		3 事業者等の事業継続又は事業自粛の要請に関すること	
部		4 事業者等への従業員に対する配慮要請に関すること	
建	建設課	1 町営住宅の感染予防及び感染拡大防止に関すること	
建設水道 建設水道	上下水道課	1 水道施設機能の維持及び確保に関すること	
部型		2 水質監視体制の強化に関すること	
	教育総務課	1 給食の衛生管理に関すること	
	こども教育課	1 学校における感染予防及び感染拡大防止に関すること	
		2 学校等の保健衛生体制に関すること	
教		3 保護者等に対する情報提供及び感染防止対策への協力要認	青
育		に関すること	
対		4 学校サーベイランスに関すること	
策		5 子育て関連施設等の感染予防及び感染拡大防止に関するこ	_
部		۲	
		6 子育て関連施設及び関係機関との連絡調整に関すること	
	生涯学習課	1 社会教育施設における感染予防及び感染拡大防止に関する	5
I.++		こと	
対策 協力	議会事務局	1 町議会議員との連絡調整に関すること	
部	会 計 課	※ 共通事項のみ	
村	岡地域局	1 庁舎の衛生管理に関すること	

部課・局等	事務分掌
(村岡地域局)	2 本庁各課等との連携に関すること
小代地域局	1 庁舎の衛生管理に関すること
	2 本庁各課等との連携に関すること
共 通	1 職員の啓発及び感染予防対策に関すること
	2 来庁者、利用者及び町民への情報提供、啓発及び指導に関
	すること
	3 所管業務の継続、縮小及び停止に関すること
	4 所管業務に係る関係機関等との連絡調整に関すること
	5 所管する施設内の感染予防及び感染拡大防止に関すること
	6 所管する施設の休館及び閉鎖に関すること
	7 所管するイベント等の自粛に関すること
	8 外郭団体・関係団体に対する感染予防及び感染拡大防止に
	関すること
	9 各地域団体等との連絡調整に関すること
	10 他課(部)への応援に関すること
	11 新型インフルエンザ等に関する情報の収集及び町対策本部
	への報告
	12 町民、事業者等との連携及び協力の要請に関すること
	13 その他新型インフルエンザ等に関すること

[※]人員が不足する場合は、①部内、②部間の順に調整する。

【用語解説】

※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。

人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

〇 外来協力医療機関

県内感染期において、新型インフルエンザ患者の外来診療を行う医療機関。(通常、季節性インフルエンザを診ている一般医療機関から順次移行)

〇 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- * 特定感染症指定医療機関:新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第一種感染症指定医療機関:一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ 等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第二種感染症指定医療機関:二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関:結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として 都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で 定めるものを含む。)又は薬局。

○ 空床情報収集・共有システム

感染症指定医療機関及び入院協力医療機関の空き病床数等の情報を集約し、県内の空き病床の状況を医療機関、医師会等へ情報提供する体制。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイル薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具 (Personal Protective Equipment: PPE)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ コールセンター

県が設置する相談窓口で、県民からの新型インフルエンザに係る一般的な相談及び受診に関する相談を受け付ける。(県及び保健所設置市(*)で各1か所設置予定)

*保健所設置市・・・地域保健法第5条第1項に基づき、保健所を設置する地方公共団体のこと。県内では、神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市がこれに該当する。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを 病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のイ ンフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルス に対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速 かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれが ある。

○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人が

そのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、 その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。(感染症法第6条第9項)

○ WHO (World Health Organization:世界保健機関)

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。(WHO憲章第1条)」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。

新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

〇 専用外来

海外発生期及び県内発生早期において、発生国からの帰国者、新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者など新型インフルエンザが疑われる患者の外来診療を行う医療機関。

○ 相談センター

海外発生期及び県内発生早期において、発生国からの帰国者、新型インフルエン ザ患者の濃厚接触者からの医療機関受診に関する相談を受け付け、専用外来を紹介 する業務を行う健康福祉事務所(保健所)等。

〇 相談窓口

疾病に関する相談や生活相談など住民の生活に密着した内容の相談業務を行う市

町の窓口。

○ 致命率 (Case Fatality Rate) 流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 入院協力医療機関

県内感染期において、新型インフルエンザ患者の入院医療を行う医療機関。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者(感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

〇 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重

篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。 (現在、 我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)

○ PCR (Polymerase Chain Reaction:ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素(Reverse Transcriptase)を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。